

平成 29 年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 38 号
三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二
第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するた
めの基準等を定める条例の一部を改正する条例案について…………… 1
- 2 議案第 67 号
財産の無償譲渡について…………… 9
- 3 議案第 72 号
第 2 次三重県男女共同参画基本計画の変更について…………… 11

◎ 所管事項説明

- 1 第 8 次水質総量削減に係る総量削減計画の策定等について…………… 13
- 2 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の改正案について…………… 15
- 3 産業廃棄物の不適正処理事案について…………… 17
- 4 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部関係）…………… 23
- 5 各種審議会等の審議状況について（環境生活部関係）…………… 45

別冊 1 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
（第 8 次）【最終案】

平成 29 年 3 月 10 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 38 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の一部改正に鑑み、三重県の関係条例について所要の改正を行うものです。

2 概要（新旧対照表は別紙 1 および別紙 2 のとおり）

(1) 三重県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年三重県条例第 43 号）の一部改正

- ①仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人へ名称変更する。
- ②認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人が海外への送金等を行う場合の書類の事前提出を不要とする。
- ③認証申請の「公告」を「公告又はインターネットの利用による公表」とする。

(2) 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 72 号）の一部改正

- ①三重県指定特定非営利活動法人が作成する役員報酬規程等の書類を備え置く期間を「作成の日の翌々事業年度の末日まで」から「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まで」に延長する。
- ②閲覧又は謄写させる三重県指定特定非営利活動法人から提出を受けた役員報酬規程等の書類について、過去 3 年間に提出を受けたものから過去 5 年間に提出を受けたものに拡大する。
- ③三重県指定特定非営利活動法人が海外への送金等を行う場合の書類の事前提出を不要とする。

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日から施行

4 その他

今回の法改正および条例改正の趣旨や改正事項等の周知を図るため、中間支援団体を含む三重県内の全特定非営利活動法人、市町等に対し、法改正の概要チラシを送付するとともに、県内 5ヶ所で説明会を開催しました。その他、ホームページ等へ改正情報の掲載などを随時行っています。

○三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(設立の認証申請等)</p> | <p>(設立の認証申請等)</p> |
| <p>第二条 (略)</p> | <p>第二条 (略)</p> |
| <p>2、5 (略)</p> | <p>2、5 (略)</p> |
| <p>6 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又はインターネットの利用による公表及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。</p> | <p>6 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。</p> |
| <p>7・8 (略)</p> | <p>7・8 (略)</p> |
| <p>(助成金支給書類の提出)</p> | <p>(助成金支給書類等の提出)</p> |
| <p>第十八条 法第五十五条第二項の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、規則で定める様式により、事後遅滞なく行うものとする。</p> | <p>第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出にあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合の法第五十四条第四項の書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）行うものとする。</p> |
| <p>(特例認定の申請)</p> | <p>(仮認定の申請)</p> |
| <p>第二十条 法第五十八条第一項の規定による特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> | <p>第二十条 法第五十八条第一項の規定による仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> | <p>(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> |
| <p>第二十一条 第十六条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。</p> | <p>第二十一条 第十六条から第十九条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。</p> |
| <p>(合併の認定の申請)</p> | <p>(合併の認定の申請)</p> |
| <p>第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第十一条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。</p> | <p>第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第十一条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>(電磁的記録による保存)</p> | <p>(電磁的記録による保存)</p> |
| <p>第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等にお</p> | <p>第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等にお</p> |

る情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、次の各号に掲げる書面の保存とする。

一・二 （略）

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

四・五 （略）

六 法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の備置き

2 （略）

（電磁的記録による作成）

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次の各号に掲げる書面の作成とする。

一〜三 （略）

四 法第五十四条第二項及び第三項の規定による同条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の作成

2 （略）

（電磁的記録による縦覧等）

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次の各号に掲げる書面の閲覧とする。

一〜三 （略）

四 法第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類の閲覧

2 （略）

る情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、次の各号に掲げる書面の保存とする。

一・二 （略）

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿並びに定款等の備置き

四・五 （略）

六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の備置き

2 （略）

（電磁的記録による作成）

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次の各号に掲げる書面の作成とする。

一〜三 （略）

四 法第五十四条第二項から第四項までの規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の作成

2 （略）

（電磁的記録による縦覧等）

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次の各号に掲げる書面の閲覧とする。

一〜三 （略）

四 法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の閲覧

2 （略）

○地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（指定の手續を行う基準等）</p> | <p>（指定の手續を行う基準等）</p> |
| <p>第四条 知事は、前条第一項の規定による申出書の提出があつた場合において、申出者が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申出者について、指定の手續（指定のために必要な手續をいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> | <p>第四条 知事は、前条第一項の規定による申出書の提出があつた場合において、申出者が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申出者について、指定の手續（指定のために必要な手續をいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> |
| <p>一 八（略）</p> | <p>一 八（略）</p> |
| <p>九 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。</p> | <p>九 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。</p> |
| <p>イ（略）</p> | <p>イ（略）</p> |
| <p>ロ 前条第二項各号に掲げる書類並びに第十条第二項第二号から第五号までに掲げる書類及び同条第三項の書類。</p> | <p>ロ 前条第二項各号に掲げる書類並びに第十条第二項第二号から第五号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類</p> |
| <p>十 十三（略）</p> | <p>十 十三（略）</p> |
| <p>2 4（略）</p> | <p>2 4（略）</p> |
| <p>（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧等）</p> | <p>（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧等）</p> |
| <p>第十条（略）</p> | <p>第十条（略）</p> |
| <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度開始の日から三月を経過する日までに、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第五号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度開始の日から三月を経過する日までに、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第五号までに掲げる書類についてはその作成の日の翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。</p> |
| <p>一 五（略）</p> | <p>一 五（略）</p> |
| <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。</p> |
| | <p>4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合であつて、事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、</p> |

4 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、その事務所において閲覧させなければならない。

一・二 (略)

三 第二項第二号から第五号までに掲げる書類又は第三項の書類

5 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 (略)

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第三項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十二条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項各号に掲げる書類又は前条第一項若しくは第二項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定の取消しのために必要な手続等)

第二十三条 (略)

2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

一〜三 (略)

四 第十条第一項から第三項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 正当な理由がないのに、第十条第四項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

六 正当な理由がないのに、第十条第五項の規定に違反して書類を公表せず、又は虚偽の書類を

その金額及び用途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、その事務所において閲覧させなければならない。

一・二 (略)

三 第二項第二号から第五号までに掲げる書類又は第三項の書類若しくは前項の書類

6 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 (略)

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十二条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項各号に掲げる書類又は前条第一項若しくは第二項の書類(過去三年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定の取消しのために必要な手続等)

第二十三条 (略)

2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

一〜三 (略)

四 第十条第一項から第四項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 正当な理由がないのに、第十条第五項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

六 正当な理由がないのに、第十条第六項の規定に違反して書類を公表せず、又は虚偽の書類を

公表したとき。

七・八 (略)

三・四 (略)

公表したとき。

七・八 (略)

三・四 (略)

(議案補充説明)

2 議案第 67 号 財産の無償譲渡について

1 要旨

RDF 焼却・発電事業における脱塩洗灰設備の運転管理業務委託と土地使用契約が平成 28 年度末に期限を迎えることから、設置場所の所有者であり、設備と処理方法の特許を有する太平洋セメント株式会社と協議した結果、県および RDF 構成市町の便益等を総合的に勘案し、同社に当該設備一式を無償譲渡しようとするものです。

2 脱塩洗灰設備の概要

(1) 設備概要

脱塩洗灰設備（以下「灰処理設備」という。）は、RDF 焼却・発電事業から発生する焼却灰を水洗、脱水・脱塩した後に、セメント原料としてリサイクルするため、平成 16 年 3 月にいなべ市にある太平洋セメント株式会社（以下「太平洋」という。）藤原工場の敷地内に設置した設備であり、ごみの減量化の進展により、現在の稼働率は約 6 割となっています。

(2) 土地使用契約

県は、太平洋藤原工場内の敷地を無償借地しており、その契約は平成 29 年 3 月 31 日に使用期限を迎え、使用期限満了後は、県が、灰処理設備を撤去し原状回復の上、土地を返還することとなっています。

3 平成 29 年度以降の灰処理設備の検討

(1) 太平洋との協議

- ① 平成 29 年度以降の灰処理設備の運転管理等については、土地所有者であり、設備と処理方法の特許を有している太平洋と協議を進めました。
- ② この協議において、老朽化が進む中での安全で安定的な運転の維持、施設の点検・整備などの維持管理に係る費用の増加、また設備稼働率が低い中での安定運転の確保などの課題が明らかになりました。
- ③ 太平洋に対して協力・貢献いただける方策を求めたところ、同社から課題を解決する手段として、無償での譲り受けの提案がありました。

(2) 太平洋の提案に係る検討結果

- ① 太平洋との協議の中で、設備の余力（約4割）を有効活用して灰処理の効率化が図れることで、県および市町の負担が軽減（4年間で約10億円が約8億円）できること、事業終了後の設備撤去に係る県負担（約2億円）が不要となることが確認できました。
- ② 関係部局等と協議を行い、灰処理設備が法定耐用年数9年であるのに対し13年を経過していること、太平洋によって設備の点検・整備などの維持管理が適切に行われ、安全で安定した灰処理が継続されること、RDF構成市町の理解が得られたこと、過去に行政財産を民間に無償譲渡した事例もあり法的に問題がないことを確認しました。
- ③ 譲渡する場合の財産評価については、三重県公有財産規則に基づき、三重県公有財産評価会議で、資産の残存価格を8,408千円と評定されましたが、①のとおり県および市町の負担軽減などの便益を総合的に勘案して、譲渡価格は無償とすることが妥当と判断しました。

以上のことから、灰処理設備を太平洋に無償譲渡することが合理的かつ経済的であるとの結論に達しました。

4 譲渡年月日

平成29年4月1日

(議案補充説明)

3 議案第72号 第2次三重県男女共同参画基本計画の変更について

1 変更の趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を変更するものです。

2 計画の概要

(1) 基本理念

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現を引き続きめざしていきます。

(2) 計画の期間

平成29年度から平成32年度

(3) 計画の位置づけ等

男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画に加え、女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけました。また、平成27年12月に閣議決定された国の第4次男女共同参画基本計画の方向性もふまえて、女性活躍に重点を置いた計画としました。

なお、計画の概要は別紙のとおりです。

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)の概要

※下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題
 - (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - (2) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
 - (3) 雇用等の分野における男女共同参画の推進
 - 女性の職業生活における活躍に関する本県の特徴
 - (4) 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
 - (5) 家庭・地域における男女共同参画の推進
 - (6) 生涯を通じて男女の健康と生活の支援
 - (7) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

第2章 計画の基本事項

- 1 計画の位置づけ
 - 三重県男女共同参画推進条例(第8条)
 - 男女共同参画社会基本法(第14条)
 - 女性活躍推進法(第6条)
- 2 計画の目標 ~男女共同参画社会の実現~
- 3 計画の期間 平成29年度~平成32年度
- 4 計画の体系
- 5 計画の重点事項
 - (1) あらゆる分野における女性活躍の推進
 - (2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進
 - (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (4) 男女共同参画に関する理解の促進
 - (5) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
 - (6) 男女共同参画を阻害する暴力等の取組

第3章 計画の内容

基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進

- I-I 雇用等における女性活躍の推進
- 1) 女性活躍推進の機運醸成
 - 2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進
 - 3) 仕事と生活の調和の推進
 - 4) 雇用環境の整備
 - 5) 女性の再就職支援
- I-II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進
- 1) 方針決定の場への女性の参画促進
 - 2) 女性が働きやすい環境の整備
 - 3) 家族的経営における働き方の評価と仕事の調和の推進
 - 4) 起業家等に対する支援
- I-III 仕事と子育て等の両立でできる環境整備の推進
- 1) 多様なニーズに対応した子育て支援
 - 2) 男性の育児参画の推進
 - 3) 介護を支援する環境の整備

基本方向 II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 1) 県の審議会等委員への女性の参画
 - 2) 県における女性職員等の登用
 - 3) 市町等への働きかけ
- II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- 1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - 2) 学校等における男女共同参画教育の推進
 - 3) 生涯を通じて学習機会の充実
 - 4) 国際的な動きへの対応と活動支援

基本方向 III 男女が安心して暮らせる環境の実現

- III-I 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
 - 2) 地域活動における男女共同参画の促進
 - 3) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- III-II 生涯を通じて男女の健康と生活の支援
- 1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
 - 2) 性と生殖に関する健康支援の充実
 - 3) 自立のための生活支援
 - 4) 自立を促進する環境の整備
- III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組
- 1) 関係機関の連携による支援体制等の整備
 - 2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進
 - 3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

第4章 計画の推進

- 1) 県の推進体制の充実と率先実行
- 2) 男女共同参画に関する実施計画の策定および進捗管理
- 3) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等
- 4) 市町等との協創
- 5) 男女共同参画センター「フレンドテラス」の機能の充実

別紙

1 第8次水質総量削減に係る総量削減計画の策定等について

1 策定の趣旨等

伊勢湾では、昭和54年の水質総量削減制度の導入以後、これまで7次にわたり三重県、愛知県および岐阜県において、それぞれ総量削減計画等を策定し、COD、窒素、りん汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

これまでの取組により、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度開始当初と比べて半分程度まで削減されてきたものの、海域の環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があります。

第8次の計画策定等に当たっては、平成28年1月25日に三重県知事から三重県環境審議会に諮問し、同審議会水質総量削減部会での3回の審議を経て、平成29年2月27日に同審議会から答申があり、最終案として取りまとめました。

2 パブリックコメント等の状況

県民の方々から広く意見を聴くため、平成28年12月19日（月）から平成29年1月23日（月）までの間、パブリックコメントを実施するとともに、関係市町（21市町）にも意見照会を行いました。意見の提出はありませんでした。

3 最終案の概要

(1) 総量削減計画（第8次）

平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画における汚濁負荷量の削減目標量を設定し、その目標を達成するため、総量規制基準の改定による工場、事業場に対する排水規制の強化のほか、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備など、多様な主体との連携のもと、次のような取組を推進していきます。

- ・ 下水道、各種集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進
- ・ 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等の推進
- ・ 藻場・干潟及び浅場の保全・再生等、藻類養殖等の推進
- ・ 情報発信、普及・啓発

詳細については、**別冊1**のとおりです。

(2) 総量規制基準

工場、事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、平成28年9月の環境省告示で示された基準値の範囲内において、業種や排水量等の区分ごとに排水処理技術の動向、排出水の実態等を勘案し、窒素含有量で8区分、りん含有量で5区分について、基準値を改定しました。【表1】

なお、今回の改定にあたっては、該当業種等に係る工場、事業場に対するアンケート調査や個別ヒアリング等を実施して排水実態を把握するとともに、基準見直しの妥当性等を精査しました。また、パブリックコメントの実施にあわせて、中小企業団体等の関連団体に対して、周知を行いました。

【表1】

総量規制基準(C値見直し一覧)

| 項目 | 項 番号 | 業種その他の区分 | C値見直し(mg/L) | | | |
|-----|---------|---------------------------------|--|---------|-----|---|
| | | | Co | Ci | Cj | |
| COD | | 該当なし | 該当なし | | | |
| 窒素 | 111 | B 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの | 40→35 | 15 | — |
| | 116 | メタン誘導品製造業 | | 30→25 | 10 | — |
| | 149 | コークス製造業 | | 545→500 | 320 | — |
| | 213 | 飲食店 | イ 400m ³ /日未満 | 45→35 | 20 | — |
| | 213 | 飲食店 | ロ 400m ³ /日以上 | 40→30 | 20 | — |
| | 220 | 病院 | イ 400m ³ /日未満 | 45→35 | 20 | — |
| | 220 | 病院 | ロ 400m ³ /日以上 | 40→30 | 20 | — |
| | 223 | A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) | | 60→20 | 10 | — |
| りん | 4 | 非金属鉱業 | | 1.5→1 | 1 | — |
| | 108 | B 無機化学工業製品製造業 | りん及びりん化合物製造工程に係るもの | 16→8 | 4 | — |
| | 117 | B 発酵工業 | りん及びりん化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの | 2.5→1.5 | 1.5 | — |
| | 206 | B 輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程に係るもの) | イ 400m ³ /日未満 りん及びりん化合物による表面処理施設を設置するものに限る | 5→4.5 | 1 | — |
| | 223 | A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) | | 8→2 | 1 | — |

※ Co,Ci,Cj：水質汚濁防止法に基づく届出の時期により、適用される基準値が異なります。

〔 COD については、Co：S55.6.30 以前、Ci：S55.7.1～H3.6.30、Cj：H3.7.1 以降
窒素、りんについては、Co：H14.9.30 以前、Ci：H14.10.1 以降 〕

※ 上記以外の業種等(区分)については、今回の見直しはありません。

4 今後の予定

平成 29 年 3 月頃

環境省との協議

平成 29 年 6 月頃

計画等の策定・公表

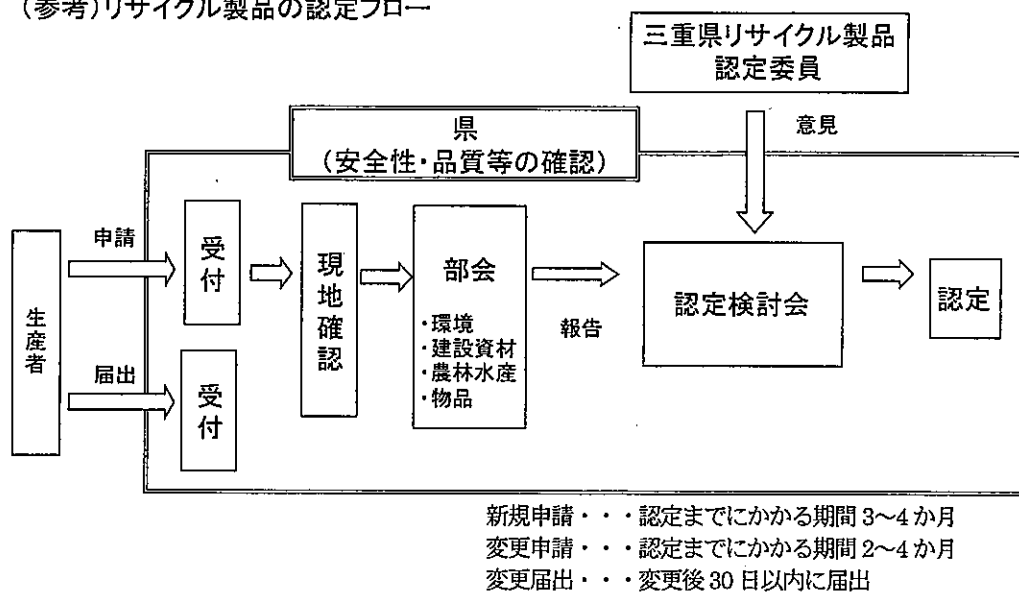
2 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の改正案について

1 認定リサイクル製品

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(平成13年3月制定)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年10月1日から施行されました。

県は、リサイクル製品の認定にあたって、安全性や品質等について「三重県リサイクル製品認定委員」(以下「認定委員」という。)に意見聴取し、認定基準に適合したものを「認定リサイクル製品」として認定しています。(平成29年2月16日現在:73製品)

(参考)リサイクル製品の認定フロー



2 主な改正内容

(1) 申請・変更対象事項の変更

現在、認定リサイクル製品に係る変更申請は事前審査が必要であり、申請から認定まで2~4か月の期間を要しています。

しかし、変更申請の対象事項の中には、「製品の規格の追加」、「認定生産者の地位の承継」など認定基準に関わるものではなく、認定委員からの意見聴取を求めない事項があります。

そこで、これらの以下の事項について、申請対象から届出対象とし、手続きを簡素化します。

なお、「再生資源の変更」、「生産方法の変更」など、認定基準の適合状況の審査を要すると認められる変更については、引き続き、変更申請の対象として、認定委員から意見聴取の上、認定基準の適合状況についての審査を行っていきます。

(新たに変更届出の対象とする主な事項)

- ① 製品の規格の追加などの製品の仕様（配合割合及び成分に関するものを除く。）
- ② 認定生産者の地位の承継（生産条件等に変更がない場合に限る。）
- ③ 日本工業規格（JIS）の変更に伴う場合
- ④ 使用する再生資源又は再生部品の県内割合の増加

(2) 適合状況報告書の添付書類の追加

認定生産者は年1回、認定基準適合状況の報告を行うことになっていますが、現在の添付書類では認定基準への適合性が判断できない場合があります。

そこで、生産に用いる再生資源等の配合割合・県内割合等を確認するため、報告の添付書類に以下の書類を追加し、認定リサイクル製品の品質・安全性の確保を一層図ります。

(追加する添付書類)

- ① 認定リサイクル製品・再生資源等の在庫状況を明らかにする書類
- ② 認定リサイクル製品の仕掛品又は半製品の生産・在庫状況を明らかにする書類
- ③ 製造過程で発生する有用物・廃棄物の量を明らかにする書類

(3) 施行日

平成29年3月下旬から施行する予定です。

ただし、上記(2)「適合状況報告書の添付書類の追加」については、経過期間を設け、平成29年7月1日から施行する予定です。

3 認定生産者への意見照会結果

上記改正内容について、平成29年1月に認定生産者48社へ意見照会を行ったところ、賛同意見以外の意見の提出はありませんでした。

4 今後の予定

平成29年3月下旬に認定生産者に改正内容について文書通知するとともに、説明会を開催する予定です。

3 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 経緯等

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て、恒久対策を実施しています。

2 各事案の取組状況

(1) 四日市市大矢知・平津事案

本年度は、処分場天端部への進入路の設置工事を継続するとともに、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事に着手しました。また、西水路側の用地取得等の手続きを実施しました。

平成29年度は、処分場天端部への進入路の設置工事、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事を引き続き実施するとともに、西水路側の調整池および管理用道路等の設置工事に着手します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

本年度は、前期工事として一部区域（高水敷部内護岸部）の掘削・処理を完了し、集油管等によるPCBを含む廃油の回収・処理を引き続き実施しました。

平成29年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施するとともに、実施計画の変更手続きに向け、専門家の意見を聴きながら後期工事に係る具体的な工法の検討を進めます。

また、産廃特措法に基づく実施計画の変更手続きに先立ち、これまでの県の行政対応について、有識者で構成される「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」の検証を受けたところ「県の対応は概ね妥当である」との評価を得ました。

さらに、本年度申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停について、継続して対応していきます。

(3) 桑名市五反田事案

本年度は、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事を完了し、廃棄物等の掘削・除去の工事および掘削した廃棄物等の処理を実施しました。

平成29年度は、廃棄物等の掘削・除去の工事および掘削した廃棄物等の処理を引き続き実施します。また、揚水浄化対策を促進するための水処理施設の増強に係る設計および工事を進めます。

(4) 四日市市内山事案

本年度は、西側部の整形覆土工事、雨水集水池の設置工事および掘削した廃棄物の処理を実施しました。

平成 29 年度は、西側部の整形覆土工事、雨水集水池の設置工事および掘削した廃棄物の処理を引き続き実施します。

3 今後の取組方向

4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

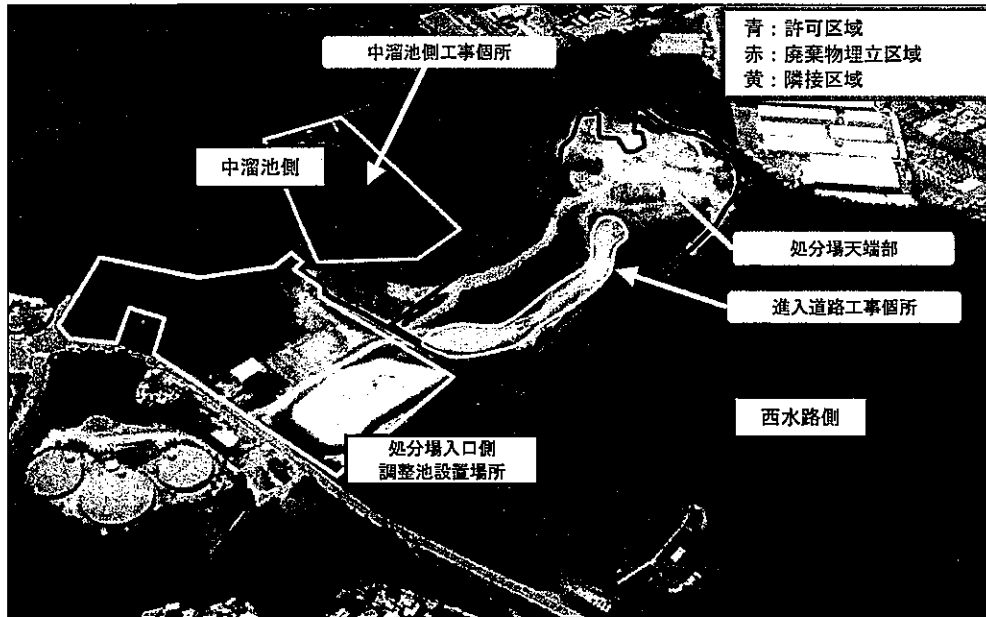
1 四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土および排水対策等を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度
 - ・ 処分場天端部への進入路の設置工事 (H26～H30年度)
 - ・ 中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事 (H28～H30年度)
 - ・ 西水路側の用地取得等に係る手続き (H26～H29年度)
- 平成29年度
 - ・ 処分場天端部への進入路の設置工事 (H26～H30年度)
 - ・ 中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事 (H28～H30年度)
 - ・ 西水路側の調整池および管理用道路等の設置工事 (H29～H30年度)

【現場の状況】

中溜池側の工事の状況



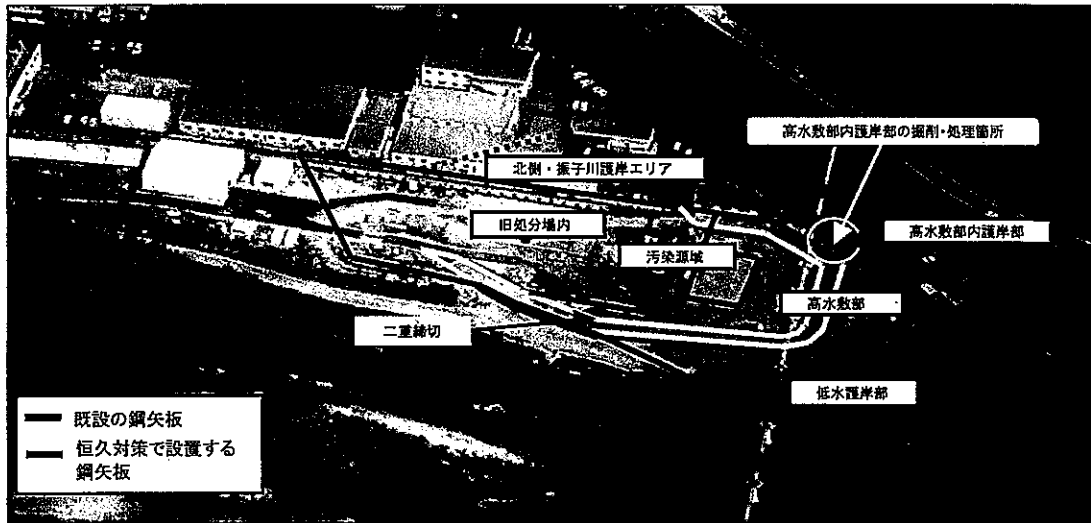
2 桑名市源十郎新田事案

【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

PCB等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度
- ・高水敷部内護岸部の掘削・処理 (H28年度)
 - ・集油管等による廃油の回収・処理 (H27～H29年度)
 - ・後期工事 (旧処分場内) 技術的な工法の検討整理 (H27～H29年度)
- 平成29年度
- ・集油管等による廃油の回収・処理 (H27～H29年度)
 - ・後期工事 (旧処分場内) 技術的な工法の検討整理 (H27～H29年度)

- (その他の取組)
- ・実施計画の変更手続きに先立ち、これまでの県の行政対応について有識者で構成される調査検討委員会の検証を受けたところ、「県の対応は概ね妥当である」との評価 (H28年12月答申)
 - ・油の回収等の措置を求める民事調停の申立てを行い、現在、継続して対応中 (H28年10月裁判所へ申立て)

【現場の状況】

掘削・処理が完了した高水敷部内護岸部の状況



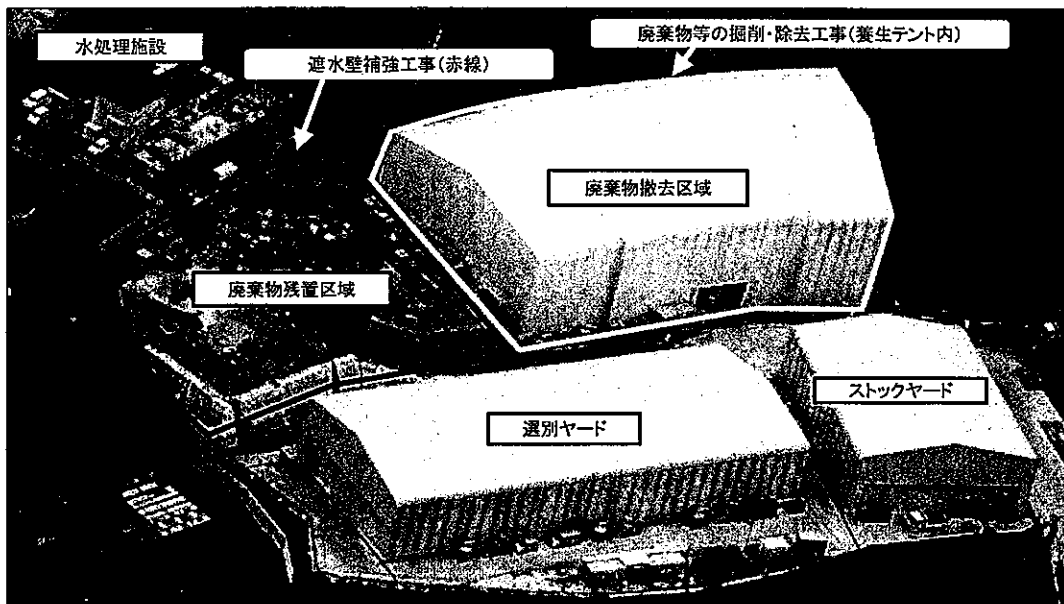
3 桑名市五反田事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 平成28年度 | ・ 廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事完了 (H26～H28年度) |
| | ・ 廃棄物等の掘削・除去工事 (H28～H29年度) |
| | ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度) |
| 平成29年度 | ・ 廃棄物等の掘削・除去工事 (H28～H29年度) |
| | ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度) |
| | ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事 (H29～H31年度) |

【現場の状況】

養生テント内における廃棄物等の掘削・除去工事の状況



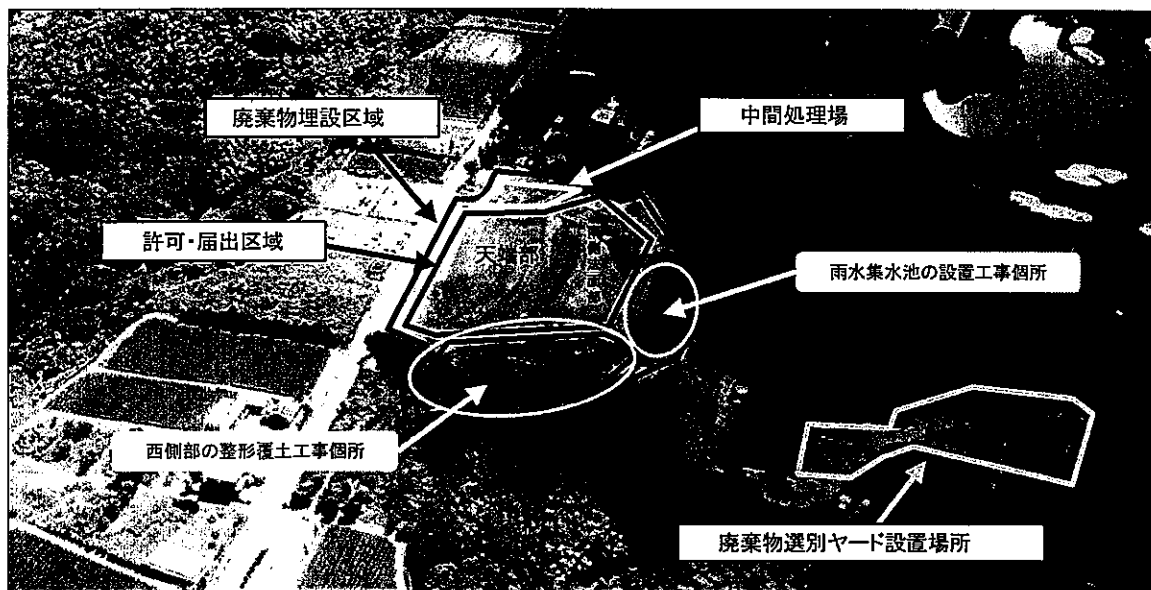
4 四日市市内山事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から平成11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行なわれたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工事等を実施します。



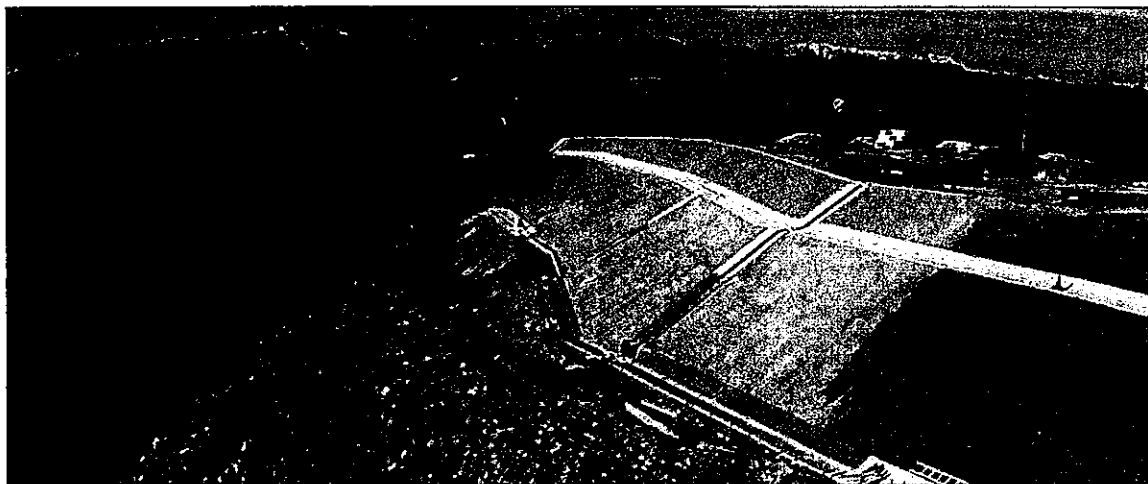
【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)
- 平成29年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)

【現場の状況】

西側部の整形覆土工事の状況



4 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部関係）

1 平成28年度包括外部監査結果・対応方針等

(1) 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

(2) 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、8施設において17件の指摘と19件の意見がありました。その対応方針は別添1のとおりです。

今後は、対応方針等に基づき、改善に努めるとともに、その対応結果については、平成30年定例会2月定例会月会議の常任委員会において報告いたします。

【施設名】 三重県総合文化センター

指摘

- (1) 利用料金の減免について【I-I-1】

【施設名】 三重県交通安全研修センター

指摘

- (1) 指定管理料の積算について【I-II-1】
- (2) 事業仕分けによる改善点の進捗について【I-II-2】

【施設名】 みえ県民交流センター

指摘

- (1) 利用料金の減免について【I-III-1】

意見

- (1) 公共料金の負担関係について【I-III-2】
- (2) 指定管理料以外の収入について【I-III-3】

【施設名】 三重県総合博物館

指摘

- (1) 薬品の取扱いと棚卸について【I-IV-1】
- (2) 図書を含む収蔵物の棚卸について【I-IV-2】
- (3) 物品台帳の整理【I-IV-3】
- (4) 評価部会のホームページでの公表について【I-IV-6】

意見

- (1) 敷地内の整備について【I-IV-4】
- (2) 企画展示に関するアンケート調査について【I-IV-5】

【施設名】 三重県立図書館

指摘

- (1) 図書資料の紛失等に係る処理について【I-V-4】
- (2) 協力貸出における運賃の負担状況について【I-V-5】
- (3) 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について【I-V-7】
- (4) 未使用物品の除却処理について【I-V-8】
- (5) 倉庫内の整理整頓について【I-V-9】

意見

- (1) 施設全体の有効運営について【I-V-1】
- (2) 閉架書庫について【I-V-2】
- (3) 利用者意見やクレームについて【I-V-3】
- (4) 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について【I-V-6】

【施設名】 三重県立美術館

意見

- (1) 美術館の魅力向上について【I-VI-1】
- (2) 割引券の有効活用について【I-VI-2】
- (3) 利用料免除申請書控の保管方法について【I-VI-3】
- (4) 書類の管理【I-VI-4】
- (5) 長期修繕計画について【I-VI-5】
- (6) 予定価格の設定方法について【I-VI-6】

【施設名】 斎宮歴史博物館

指摘

- (1) 教育財産の使用許可について【I-VII-2】
- (2) 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について【I-VII-4】
- (3) 申請書における記載不備【I-VII-5】

意見

- (1) 委託業務における予定価格について【I-VII-1】
- (2) 広報活動について【I-VII-3】
- (3) 県有外物品の取扱いについて【I-VII-6】

【施設名】 三重県人権センター

指摘

- (1) 備品の管理について【I-VIII-2】

意見

- (1) 会議室等の利用について【I-VIII-1】
- (2) 設備の長期修繕・改修計画について【I-VIII-3】

2 平成27年度包括外部監査結果に対する対応結果について

(1) 実施テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、公益財団法人三重県文化振興事業団において8件の指摘と延べ10件の意見があり、その対応結果は別添2のとおりです。

指摘

- (1) 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について【I-IV-1】
- (2) 飲食施設の客席部分に係る利用について【I-IV-2】
- (3) 備品の管理について【I-IV-7】
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について【I-IV-8】
- (5) 予算の流用について【I-IV-12】
- (6) 業務システムに係るパスワード方針の整備について【I-IV-14】
- (7) 業務システムユーザーIDの共有について【I-IV-15】
- (8) 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について【I-IV-17】

意見

- (1) 委託業務における随意契約理由について【I-IV-3】
- (2) ライフサイクルコストを考慮した業者選定について【I-IV-4】
- (3) 領収書の管理について【I-IV-5】
- (4) 災害対策用の備蓄品の管理について【I-IV-6】
- (5) 光熱水費の削減について【I-IV-9】
- (6) ホームページにおける情報の開示について【I-IV-10】
- (7) 理事会における理事の出席状況について【I-IV-11】
- (8) 特定資産に係る要領の整備について【I-IV-13】
- (9) ソフトウェアのインストール権限について【I-IV-16】
- (10) 個人情報等を保持した機器の廃棄について【I-IV-18】

【参考】

1 指摘

・監査の結果、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの。

2 意見

・監査の結果、「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応方針

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 | 備考 |
|----------------------------|--|---------------------|
| I. 包括外部監査の意見及び指摘 | | |
| I 三重県総合文化センター | | |
| 1. 利用料金の減免について (指摘) | <p>(三重県文化振興事業団) 指摘をふまえ、事業や担当者によって取扱いに差異が生じないよう、判断基準等を整備します。</p> | 三重県文化振興事業団 環境生活部 |
| II 三重県交通安全研修センター | | |
| 1. 指定管理料の積算について (指摘) | <p>(環境生活部) 指摘をふまえ、積算数値と実績との比較・分析を適切に行い、年度協定書の収支計画に反映していきます。</p> | 三重県交通安全協会 環境生活部 |
| 2. 事業仕分けによる改善点の進捗について (指摘) | <p>(環境生活部) 指摘をふまえ、指定管理料の精算条件の見直し等を含め必要な対策を検討するとともに、事業の進捗や予算の執行状況を適時に県に報告させ、モニタリングや指導を強化していきます。</p> | 三重県交通安全協会 環境生活部 |

別添1

III みえ県民交流センター

1. 利用料金の減免について (指摘)

みえ県民交流センター条例の第21条に利用料金の減免規定が記載されているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難であるため、減免に係る規程を整備することが必要である。

(みえNPOネットワークセンター)
平成28年度中に減免判断におけるマニュアルを整備し、平成29年4月から運用していきま

みえNPOネットワークセンター
環境生活部

2. 公共料金の負担関係について (意見)

基本協定書の業務仕様書において、光熱水費の明確な負担関係については記載されていない。明示的な記載を行うことが望ましい。

(環境生活部)
意見をふまえ、次期指定管理期間となる平成29年度から平成33年度における基本協定書の業務仕様書に、光熱水費は県が負担する旨を追記しました。

みえNPOネットワークセンター
環境生活部

3. 指定管理料以外の収入について (意見)

みえ県民交流センターの広告収入について、現状広告・協賛収入について新規企業の参画が困難な中、収入拡大を行う姿勢については評価される。しかし指定管理者独自の実施においては、選定先を募集するノウハウ等が限られることから今後は県や関連する施設等との情報連携をすることが望ましい。

(みえNPOネットワークセンター)
(環境生活部)
広告・協賛収入を得ている他施設の募集方法について情報収集・提供していきま

みえNPOネットワークセンター
環境生活部

IV 三重県総合博物館

1. 薬品の取扱いと棚卸について (指摘)

【台帳への記載漏れ】
資料洗浄などに使用する危険物のアセトン (引火性液体) について、台帳に記載されている残量よりも実際に計測した残量が4.1キログラム少なかった。総合博物館が後日調査したところ、当該かい離分は往査当日、資料洗浄のため別室に持ち出していたにもかかわらず、記帳を失念していたことが判明したとのことであった。より一層取扱いを慎重にすべきである。

(三重県総合博物館)
【台帳記載漏れ】
指摘をふまえ、薬品使用時の台帳への記載を徹底するとともに、薬品ごとの取扱いが記載されている安全データシートや、危険物、毒劇物に関する法令資料を用いて、職員に対し薬品管理に対する基本的ルールの遵守を徹底しました。

三重県総合博物館
環境生活部

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|--|--|
| <p>【保管のルール】 薬品の保管棚については、はがれにくいシール等に棚番号を記載する等して、明確に薬品の所在がわかるようにするなどの保管に際してのルールを整備する必要がある。</p> <p>【不要薬品の処分】 旧三重県立博物館時代から使用されていない薬品が散見された。不要である薬品については早期に処分することが望ましい。</p> | <p>【保管のルール】 薬品の保管棚については、はがれにくいシール等に棚番号を記載して、明確に薬品の所在がわかるようにしました。</p> <p>【不要薬品の処分】 旧三重県立博物館時代の不要な薬品については、今年度中に調査するとともに、法令に従い早期処分します。</p> | <p>2. 図書を含む収蔵物の棚卸について (指摘)</p> <p>収蔵物等は、平成26年4月の開館に先立ち、納入の際にすべての保管物につきリストとの照合が行われ、現時点においては現物とリストが大きくかい離していないと思われ、ものの、棚卸は一部の部門でしか実施されしていない。定期的にすべての部門において実施するべきである。なお、膨大な量になる図書や収蔵物を毎年確認するのは現実的ではないが、サンプル抽出による棚卸実施や対象資産をその種類別に区切って数年ですべての現物資産を確認する循環棚卸等の手法を用いて棚卸をすることも検討されたい。</p> | <p>(三重県総合博物館) 展覧会等で展示する資料を検討する際に、資料リストと現物資料のつきあわせや資料状態の確認を行っているところですが、指摘をふまえ、分野の担当職員が専門的視点に基づき年次計画を策定し、定期的に資料確認調査を順次行います。</p> | <p>3. 物品台帳の整理 (指摘)</p> <p>三重県内名物餅レプリカ等、本来は収蔵品として把握されるべきものが備品として物品管理台帳に記載されている場合がある。物品管理台帳の記載内容を整理し、収蔵品とすべきものが含まれていないかを確認する必要がある。</p> | <p>(三重県総合博物館) 博物館では、備品は物品管理台帳により、収蔵品は収蔵品台帳によりそれぞれ整理し管理しています。指摘をふまえ、平成28年10月5日までに、物品管理台帳の記載内容のうち収蔵品とすべきものについては、収蔵品台帳に記載されていることを確認し、物品管理台帳から削除しました。</p> | <p>4. 敷地内の整備について (意見)</p> <p>三重県総合博物館のミュージアムワールドについては、往査時点(平成28年9月7日)においては十分とは言えず、景観を損なうだけでなく、ごみのポイ捨ての誘因になりかねないことから、現在作業計画にしたがいがたい年2回の除草が行われているものの、より一層の整備を充実させることが望ましい。</p> | <p>(三重県総合博物館) ミュージアムワールドの整備については、植栽管理として年2回(7月20日、9月20日)からのそれぞれ数日間)機械による除草作業、人力による草引きおよび低木類管理、年1回(7月30日)からの数日間の芝生管理の他、枯損木処理等を実施しました。意見もふまえ、職員による巡視を強化するなど、ミュージアムワールドの環境維持に努めていきます。</p> |
|--|---|--|---|--|---|--|--|

5. 企画展示に関するアンケート調査について (意見)

平成 27 年度に開催された企画展示について、企画提案コンペによる大規模な広報が行われた。今後、同様に大規模な広報を行う場合には、実施するアンケートについて、定型的な項目に加え、大規模な広報の効果が測定できるような一定の工夫を組み入れることが望ましい。

(三重県総合博物館)

意見をふまえ、今後大規模な広報を実施する際には、アンケート項目を追加・充実し、広報等の効果をよりの確に測定できるよう、工夫を重ねていきます。

三重県総合博物館
環境生活部

6. 評価部会のホームページでの公表について (指摘)

平成 27 年 6 月 11 日に開催された平成 27 年度第 1 回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、ホームページに掲載する決裁が平成 27 年 8 月 19 日に行われているが、往査日現在 (平成 28 年 9 月 7 日) 時点でホームページには掲載されていない。速やかな掲載が必要である。

(三重県総合博物館)

指摘をふまえ、平成 27 年度第 1 回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、平成 28 年 11 月 29 日にホームページに掲載しました。今後は、協議会等の開催結果について、速やかにホームページでの掲載を行っていきます。

三重県総合博物館
環境生活部

V 三重県立図書館

1. 施設全体の有効運営について (意見)

往査日 (平成 28 年 9 月 9 日) 時点、図書館の 2 階の文学コーナーにおいては、熊本地震に係る啓発や観光に係る資料等が展示されていた。この様な県外における文化交流や情報発信を目的とした取り組みは有意義であるが、利用者については非常に少数の図書館利用者のみであった。そのため、取り組みは活発にされているものの、その情報が利用者十分に提供されているかが懸念される。今後は有効運営にも配慮した取り組みを行うことが利用者満足の向上にも資するのではないかと考える。

(三重県立図書館)

意見をふまえ、常設展だけでなく、来館者の興味に訴える企画展のテーマ選定に引き続き努力していくとともに、1 階閲覧室展示コーナーで文学コーナーの見どころを紹介した展示を行うなど、1 階閲覧室から 2 階文学コーナーへの誘導をより工夫します。

三重県立図書館
環境生活部

2. 閉架書庫について (意見)

県立図書館においては、バックナンバー (過去に陳列していたもの) についてはすべて地下に移動され、期間設定等も無くすべて保存している。今後、収納量が不足することとは明白であり、閉架書庫の容量が一杯になる前に方針を定める必要がある。仮に取捨選択しての保管を行う方針であれば保管対象となる書籍種類・期間等を明確に取り決める必要がある。「図書等除籍・廃棄取扱要領」に加え、「三重県立図書館資料収集方針」が現在存在するが、収容量が適切な水準に収まるのかどうかは明確でなく、引き続き検討することが望ましい。

(三重県立図書館)

以前から資料の収容能力については課題として認識しており、これまでも「図書等除籍・廃棄取扱要領」や「三重県立図書館資料 (図書、雑誌、新聞) 保存実施要領」に基づいて、複数冊所蔵する図書の廃棄作業など、不要図書の削減に努めてきました。平成 28 年 12 月には、「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改正し、1 点しか所蔵して

三重県立図書館
環境生活部

| | | |
|--|---|--------------------------|
| | <p>ないものも除籍・廃棄が行えるようにしました。今後は、上記要領等を見直すなどして、収容能力に応じた適切な収集・保存を行っていきます。</p> | |
| <p>3. 利用者意見やクレームについて (意見)</p> <p>意見・クレームの概要やその対応方針 (又は対応結果等)、対応時の留意点、対応終了の有無等の情報を一覧表とすることによって、継続的に検討されるべき案件が明確になるほか、情報の取り漏れ等も減少すると考えられる。また、同様の意見やクレームがあった場合に図書館としての対応が統一できることから、対応の品質改善にも資すると考えられる。そのため、ファイルでの一覧表管理を行い、その情報の明確化をすることが望ましい。</p> | <p>(三重県立図書館) 意見をふまえ、平成 29 年 4 月からのファイルでの一覧表管理の運用開始に向け、館内会議等で記載内容の検討を行っています。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> |
| <p>4. 図書資料の紛失等に係る処理について (指摘)</p> <p>「資料の亡失・汚損・破損届」について査閲したところ、サイン漏れのもの、サイン及び資料情報について記載漏れのもの確認された。図書館のデータベース上で代品の入荷がなされていることが確認されたので、実質的に問題はなかったものの、今後運用を適切に実施すべきである。</p> | <p>(三重県立図書館) 指摘をふまえ、平成 28 年 10 月よりダブルチェックを実施し、サイン漏れ等の防止に努めています。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> |
| <p>5. 協力貸出における運賃の負担状況について (指摘)</p> <p>三重県立図書館と、市町等の図書館は協力貸出を行っている。現状協力貸出の際、図書の搬送業務を業者に委託しているが、発生する費用は県立図書館が全額負担している。この負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。こうした市町図書館との関係については、文書化を行い明確にしておく必要がある。</p> | <p>(三重県立図書館) 指摘をふまえ、図書館資料搬送にかかる負担について、平成 29 年度に市町図書館と協議を行う。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> |
| <p>6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について (意見)</p> <p>現在、県立図書館は蔵書冊数約 870,000 冊を有しており県民人口に対する割合は都道府県図書館においても上位を占めている。 一方で、県立図書館の図書の収容能力は約 1,000,000 冊とその収容能力は限られており、県立図書館は「三重県図書館資料 (図書、雑誌、新聞) 保存要領」を平成 25 年 7 月に策定し、県内市町図書館との蔵書の重複の解消を図っているが、毎年廃棄等により減少する以上に購入される図書が上回っている状況であり、実際の除籍・廃棄される年間冊数は、300 冊から 3,000 冊程度となっている。 図書収容能力には限界があることから、図書等除籍・廃棄取扱要領について再度見直</p> | <p>(三重県立図書館) 意見をふまえ、「図書等除籍・廃棄取扱要領」について、見直しの検討を行い、図書の適切な収集・保存に努めます。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> |

| | |
|---|---|
| <p>しを行う時期にきている。なお平成28年12月1日より「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改訂し、収集する資料は原則1点とした他、従来収集した資料のうち1点は、原則として除籍・廃棄の対象としない旨定めていたが当該規定は削除された。今後は上記要領とあわせて県民の文化的生活に寄与する図書の適切な収集・保存を図るのが望ましい。</p> | |
| <p>7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について (指摘)</p> <p>現在、未返却の図書について、はがきや封書、電話などによる督促を返却期限日を超えて2年間のうちに数回行っているが、それでも返却されない図書については、図書等除籍・廃棄取扱要領に基づき、最終の督促を行った時から3年を経過した時点で除籍し、利用者情報も同時に削除している。利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すためにも、督促してもなお図書が返却されない場合の除籍、利用者情報の削除について見直す必要がある。</p> | <p>環境生活部</p> <p>(三重県立図書館) 指摘をふまえ、利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すため、他館の状況等を調査するなど情報収集を行い、「図書等除籍・廃棄取扱要領」の見直しの検討を行います。</p> |
| <p>8. 未使用物品の除却処理について (指摘)</p> <p>現物は実在していたものの、実際には使用していないものが数点確認された。将来的に使用に供する可能性がない備品については適切な承認を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> <p>(三重県立図書館) 指摘をふまえ、全ての備品リストを確認し、平成28年11月に不要な備品を処分しました。</p> |
| <p>9. 倉庫内の整理整頓について (指摘)</p> <p>備品の実在性を確認するために倉庫内を視察したところ、その中には三重県の公文書も含まれていた。これらは適切に整理及び保管されるべきであり、また、これらの公文書の多くは保存期間を過ぎたものことから、適切に処分すべきである。</p> | <p>三重県立図書館 環境生活部</p> <p>(三重県立図書館) 指摘をふまえ、「三重県公文書管理規程」に基づき、適切に廃棄を行いました。</p> |
| <p>VI 三重県立美術館</p> | |
| <p>1. 美術館の魅力向上について (意見)</p> <p>現在、作品の購入予算がなく、寄贈が中心であるため、作品のコレクションを増やし、館の独自性を表現することが困難な状況ではあるが、特徴的なコレクションを形成することは館の独自性や魅力を向上させることにつながるため、この機能の充実に努められたい。また、作品保護のため美術館における飲食に対する制限が大きいことは十分に理解できるが、施設の更なる有効利用に向けて、食事や休憩に関する来館者ニーズへの対応について検討することが望ましい。</p> | <p>三重県立美術館 環境生活部</p> <p>(三重県立美術館) 引き続き、魅力的な展覧会の開催に努めるとともに、特徴的なコレクションを形成できるように、特設等に努めてまいります。また、来館者からの飲食に対する多様なニーズに対応するため、手軽な食事の提供など、ニーズに応じたサービスの提供について検討します。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 割引券の有効活用について (意見)</p> <p>美術館においては、利用者拡大や施設・イベントの広告のためにリーフレットや割引券を発行している。配分割合を変更する等、配布の効率化や費用対効果の向上につなげる事が期待できるため、今後割引券の利用状況から、その宣伝効果等について検証の実施を検討されたい。</p> | <p>(三重県立美術館)</p> <p>配布の効率化等を目指し、割引券の配布効果について検証し、必要に応じ配布先や配布数の変更等を実施します。</p> <p>三重県立美術館 環境生活部</p> |
| <p>3. 利用料免除申請書控の保管方法について (意見)</p> <p>美術館運営に係る各種申請書を確認した結果、利用料免除申請書(美術館の控え分)について承認印・日付の記載がないものが見受けられた。現状では、利用者から提出された申請書を保管しているが、一部を除いて許可の事実を示す書類の写しを保管していないため、今後は、許可を行った書類をコピーして保管する方法へ統一することを検討されたい。</p> | <p>(三重県立美術館)</p> <p>意見を踏まえ、利用料免除の許可を行った際に申請者に交付した書類をコピーして保管する方法へ統一し、申請者からの問い合わせに対応できるようにします。</p> <p>三重県立美術館 環境生活部</p> |
| <p>4. 書籍の管理 (意見)</p> <p>他の美術館・大学から寄贈された書籍をシステムで管理しているが、往査日(平成28年8月21日)時点で書庫を視察したところシステムに未登録の書籍が平成26年に届いた状態で放置されていた。今後、大量に書籍が送付された場合には、少なくとも荷物ごとに仮登録し、組織としてこうし漏れが生じないようにするのが望ましい。また、所蔵の要否は学芸員の知見に基づく判断によることになるが、その判断に要する期間の目安及び所蔵しないと判断した書籍の取扱いについては規定・マニュアルを作成し、長期間放置されることの無いよう、外部へ寄贈可能な書籍に関する情報を提供していくことが望ましい。</p> | <p>(三重県立美術館)</p> <p>寄贈された書籍の処理漏れが生じないよう、寄贈書籍に対し、荷物ごとに仮登録するなど、組織として適切に対応いたします。</p> <p>また、寄贈された書籍の取扱いマニュアルを速やかに策定し、これに基づき、適切に事務を進めるよう努めます。</p> <p>三重県立美術館 環境生活部</p> |
| <p>5. 長期修繕計画について (意見)</p> <p>美術館の所蔵している作品は一定の温度及び湿度の下での保存が必要で機械の故障による不調が許されなれないことから、修繕実施による建物使用の延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った修繕計画を検討することが望ましい。</p> | <p>(三重県立美術館)</p> <p>美術館における温湿度管理の適正な運用の必要性については、ご指摘のとおりであることから、建物の新築や大規模改修を行った美術館等に対しヒアリングを行うなど、先進事例を参考に、「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえながら、計画的な修繕・改修の実施に努めます。</p> <p>三重県立美術館 環境生活部</p> |

| | | |
|--|---|--------------------------|
| <p>6. 予定価格の設定方法について (意見)</p> <p>熱源系空調設備の一般競争入札の実施に当たり、予定価格の見積算定積上計算を自ら行うことが困難であるため、業者見積書の金額に一定の割合をカットして調整していた。予定価格算定の実施上やむを得ず行う場合であっても、見積書の内訳を精査し、可能な限り検討するのが望ましい。この点現在の工事設計書には、各工事の内訳が1台もしくは1式で記載されており、これを単価及び時間数に細分化して検討することで、より精緻な分析を行うことを検討された。</p> | <p>(三重県立美術館)</p> <p>専門性や特殊性の高さから自ら見積額を算定することは困難ですが、意見を踏まえ、今後は、できる限り項目を細分化し、それぞれの項目で分析を行った上で積算するよう努めます。</p> | <p>三重県立美術館 環境生活部</p> |
| <p>VII 齋宮歴史博物館</p> | | |
| <p>1. 委託業務における予定価格について (意見)</p> <p>特命随意契約により契約が行われている保守点検業務の予定価格の算定方法について改善の余地があると考えられる。現在の予定価格は、参考見積もりを入手し、それに諸経費等を調整して算定されているが、その内訳が各作業内容について数量一式で記載されているため、実勢価格と比較することができない。当該業務には特殊性があるため、予定価格の算定が困難であることは理解できるが、予定価格の算定においては、各作業内容の数量を労働時間と時間単価から人件費を算出するなど金額が妥当な水準であるか、可能な限り検証することが望ましい。</p> | <p>(齋宮歴史博物館)</p> <p>予定価格が妥当な水準であるかどうかを実勢価格と比較・検証ができるようにするため、委託業務の各作業内容に対する人件費(技術者労働単価×人数×日数)や材料費等に基づき算定するよう改善します。</p> | <p>齋宮歴史博物館 環境生活部</p> |
| <p>2. 教育財産の使用許可について (指摘)</p> <p>A法人に教育財産の使用許可を与えているが、継続して使用許可を受けられる場合、その条件として「使用期間の満了2か月前までに書面をもって館長に申請しなければならぬ」ということが挙げられている。つまり4月1日から継続して使用許可を受けられる場合、1月末までに申請しなければならぬ。しかし、平成27年度分については、3月に申請されており条件を満たしていない。県は、更新時において適切に指導することが必要である。</p> | <p>(齋宮歴史博物館)</p> <p>教育財産の使用許可事務について、規程に基づき指導し、適正な事務処理に努めていきます。平成29年度への更新事務においては既に指導を行い、適正に処理しています。</p> | <p>齋宮歴史博物館 環境生活部</p> |
| <p>3. 広報活動について (意見)</p> <p>来館者を増やすためには広報活動をより一層充実させることが重要と思われ、アンケート調査によれば入館者の約半分が県外在住者であったことから、県外在住者に対する情報発信も効果が高いと考えられる。人員や予算の制約はあるが、情報発信の方法について工夫することが望ましい。</p> | <p>(齋宮歴史博物館)</p> <p>齋宮の魅力をより効果的に県外に発信するため、ホームページにおける情報発信のほか、各種メディアへの情報提供や関係機関・団体と協働してのPR活動等に努めていくとともに、工夫・改善ができる手法や形態がないか検討していきます。</p> | <p>齋宮歴史博物館 環境生活部</p> |

| | | |
|---|---|--------------------------------|
| <p>4. 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について（指摘）</p> <p>一部備品の管理状況を実際に確認している中で1点台帳上に存在しない資産が見受けられた。職員駐車場横に設置されたプレハブ倉庫について、物品管理台帳に記載されておらず、かつ、物品標示票等も存在していない状態であるため、取得の経緯や所在を確認の上、斎宮歴史博物館所管のものであれば適切な資産登録を実施する必要がある。</p> | <p>（斎宮歴史博物館） 調査の結果、当該プレハブ倉庫は平成2年度にゴミ保管場所として当館が設置したものであることが判明し、物品管理台帳に登録しました。今後は、適切に管理します。</p> | <p>斎宮歴史博物館 館 環境生活部</p> |
| <p>5. 申請書における記入不備（指摘）</p> <p>斎宮歴史博物館の運営に係る各種申請書について査閲した結果、特別観覧許可申請書について控が保管されていないものが1件見受けられた。また、特別観覧許可申請書をはじめ、各許可証の控に担当者で取扱いが異なっている状況である。申請書や許可証は条例で定められた書類であり、利用者へ交付した資料と同一の内容の書類を保管し、不備等による申し出があった場合に照合できるようにすることが望ましい。今後は申請書と許可証の控（コピー）が一式とすることを確認して保管するよう、取扱いの統一を図ることを検討されたい。</p> | <p>（斎宮歴史博物館） 指摘以降、許可証の控（印影付コピー）を申請書と一式として保管し、不備等による申し出に対応できるように改善しました。</p> | <p>斎宮歴史博物館 館 環境生活部</p> |
| <p>5. 県有外物品の取扱いについて（意見）</p> <p>斎宮歴史博物館においては、1点県有外物品として電話交換機をリースしている。通常リース契約においては、借受時に物件借上証と返却時の物件受領証が発行されると考えられる。しかし、当該物品については平成28年3月に借り換えを行い、旧機械は返却しているが、返却の際の受領関係資料が存在しない。今後リースを実施する際には、返却の事実を示すものとして受領証を入手し保管することが望ましい。</p> | <p>（斎宮歴史博物館） 県有外物品の借受・返却時には、その事実を確認するための書類を取り交わし保管するように改善します。</p> | <p>斎宮歴史博物館 館 環境生活部</p> |
| <p>Ⅶ 三重県人権センター</p> | | |
| <p>1. 会議室等の利用について（意見）</p> <p>多目的ホール以外の各会議室と関連する備品については、外部貸出は行わず、県関係者の会議に使われるのみであり、部分的に未活用の状況が生じている。県関係者に周知徹底を行い、利用促進を積極的に働きかけて、より有効な活用を図っていくことが望ましい。</p> | <p>（三重県人権センター） 会議室等の活用については、各所属への文書通知等により周知徹底を行い、より有効な活用を図ります。</p> | <p>三重県人権センター 環境生活部</p> |

| | | |
|--|---|----------------------------|
| <p>2. 備品の管理について (指摘)</p> <p>備品3点について保管場所が変更されているにもかかわらず、備品管理状況一覧表には当該変更が反映されていなかった。実物の使用状況を備品管理状況一覧表に適時・適切に反映させるべきである。</p> | <p>(三重県人権センター)</p> <p>当該備品に係る物品管理台帳の保管場所について、速やかに修正しました。今後、備品管理の適切な処理に努めます。</p> | <p>三重県人権センター 環境生活部</p> |
| <p>3. 設備の長期修繕・改修計画について (意見)</p> <p>人権センターの担当者は予算要求の基礎資料として、設備改修の見積額を集計したが資料を作成しているが、県として設備の修繕・改修計画の取りまとめを実施することが望ましい。</p> | <p>(三重県人権センター)</p> <p>開館20年を経過し、施設設備に大規模な改修が必要な個所が発生しているため、利用者が安全・快適に施設を利用していただけるよう、「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえながら、計画的な修繕・改修の実施に努めます。</p> | <p>三重県人権センター 環境生活部</p> |

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応結果

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 | 備考 |
|---|---|-----------------------------|
| <p>I. 包括外部監査の意見及び指摘</p> <p>IV 公益財団法人三重県文化振興事業団</p> | | |
| <p>1. 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について (指摘)</p> <p>総合文化センターの貸館については、営利・宣伝目的、その他の利用目的により料金に差を設けている。営利・宣伝目的、その他の判断については、文化振興事業団では内規を設けており、公益法人が使用する場合には基本的に営利宣伝目的に該当しないものとしている。しかしながら、当該内規は平成16年に施行されたものであり、一般・公益の区別なく、財団法人・社団法人が公益法人に分類されているので、内規を平成20年の公益法人制度改革を反映して改訂し、一般財団・社団法人については、利用目的を十分検討したうえで、営利宣伝目的・その他の判断を行う必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 法人の種類や事業目的に基づき、営利宣伝目的・その他の判断を行うことができよう、平成28年4月1日付けで内規を改定しました。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>2. 飲食施設の客席部分に係る利用について (指摘)</p> <p>総合文化センターでは、来館者へのサービス向上を目的として飲食施設を設け、外部業者に運営業務を委託している。運営委託の内容は、①厨房等設備は県が保有し、②委託業者が売上を直接得るとともに材料費、人件費その他の経費を負担し、③文化振興事業団は、「飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所」として、使用面積1㎡当たり一年間につき39,600円の使用料を得ている。 この使用料は、条例に基づき定められているが、現状では、厨房、事務スペースの面積のみを含めており、客席部分の面積は含まれていない。 しかしながら、現状では客席部分を当該飲食施設の利用客以外が利用できることが明示されていないので、当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示する必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成28年2月26日に当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示しました。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>3. 委託業務における随意契約理由について (意見)</p> <p>・三重県総合文化センター舞台操作委託 A 協同組合を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、 ①総合文化センターのホール等の照明・舞台・音響機構は大規模であり、これらの操作について県内業者では職員数も少なく小規模であることから単独業者に委託することは困難である。 ②上記組合は県内舞台業者が組織する事業協同組合であり、高い技術力と豊富な経験を有する人材が在籍するため総合文化センターの舞台操作にも十分対応ができること。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 〈舞台操作委託〉 引き続き中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を行っています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |

別添2

としているが、今後、中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を踏まえ、競争入札の方法によることも検討されたい。

・三重県総合文化センター警備業務委託

B株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、総合文化センターは機械警備を取り入れており、その警備システムは選定業者独自のシステムであり、文化振興事業団がこのシステムをリースしており、もし業者を変更するのであれば責任区分の明確化から機械警備も一式変更することが通例で巨額の初期投資が必要となることとしている。

当該随意契約理由は正当なものと判断されるが、現行契約は①建物施設常駐警備費 35 百万円と②機械警備保守点検費 1 百万円に必要な管理費を含めた 1 年契約である。長期継続契約とすれば、業者に与っては複数年継続して収入を確保できるメリットがあり、文化振興事業団にとってもより経済的な契約を締結できる可能性がある。文化振興事業団の財政的なメリットも勘案し、可能な限り効率性を追求するのが望ましい。

・三重県総合文化センター受付案内等業務委託

C株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、①受付案内等業務は来館者に応接する業務であり、総合文化センターの各事業に密接に関係し専門的な知識が必要である。

②委託業者を変更すると、委託職員が一定水準になるまで総合文化センター側の指導訓練業務が必要となる。

③平成 12 年度の入札において他社と比べて大幅に安価な入札結果であり、職員のレベルも一定水準に達しており、その業務履行実績は良好である。

④入札を行った時期から相当年数が経過しているため、業界実勢価格と平成 25 年度契約金額の検証を行うため、同様の業務を扱う業者から見積書を徴収した結果、他社に比べて現在の委託業者の委託金額は安価であった。

上記の理由だけでなく競争入札でなく随意契約による正当な理由とはいえないが、この他の理由として、複合施設として、来館者の複雑な要望に対応する応接態度や、チケットカウンターにおけるチケット手配に関する複数のシステムへの習熟が必要とされることから、委託業者の交替により、サービス提供レベルの低下が懸念されることであった。

以上の理由があるため、随意契約によることも一定の合理性があると認められるが、今後、中長期的な課題として、競争入札等、文化振興事業団として最善の方法について検討された

＜警備業務委託＞

契約期間の長期化について調査を行った結果、長期継続契約に変更した場合でも契約金額に大きな差異は見られませんでした。意見をふまえ、今後も警備システムの更新等で新規契約をする際など、複数年契約を視野に入れて検討し、効率性を追求していきます。

＜受付案内等業務委託＞

引き続き中長期的な課題として、最善の契約方法を検討していきます。

なお、指定管理期間が満了する平成 31 年度までの 4 年（複数年）契約を締結することにより、費用の削減に努めました。

| | | |
|---|---|-----------------------------|
| <p>4. ライフサイクルコストを考慮した業者選定について (意見)</p> <p>3. において記載した三重県総合文化センター警備業務委託における機械警備システムであるが、導入後長期間経過しており、将来的に更新について検討する時期が迫っている。当該委託業務における業者選定に際しては、先にシステム構築業者を選定し、後に保守・運用の業者を選定した場合、保守・運用の業者の選定に際し、システム構築業者が有利な立場となり、そのまま保守・運用業務においても選定され続ける可能性が高くなる。その場合、構築と運用の合計額が最も経済的になるとは限らない。</p> <p>このため、将来的なシステムの更新の際には、ライフサイクルコストを考慮して、構築・運用を一体として業者選定を行うことで、より経済的な選定に留意することが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) (環境生活部)</p> <p>将来の更新の際には、ライフサイクルコストを考慮して、構築と運用を一体として業者選定を行うなど、より経済的な選定に留意します。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>5. 領収書の管理について (意見)</p> <p>現在、事業団では6か所で指定の領収書を使用している。未使用の領収書綴りは総務部で一括保管されており、払出及び使用済綴りの回収状況は総務部で作成されている領収書の管理一覧表に記録されているが、返却欄が空欄のままになっているものが多数認められたので、領収書の使用にあたっては、厳重な管理を行うべきである。</p> <p>今後は、新しい綴りは使用済の綴りと引換えに払い出すようにし、長期間使用中のものは使用している部署に問い合わせる等の対応が望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>意見をふまえ、平成27年8月6日に使用済領収書を回収しました。また、新しい綴りの払出しは、使用済みの綴りと引換えにするなど、領収書綴りの管理方法を改善しました。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>6. 災害対策用の備蓄品の管理について (意見)</p> <p>総合文化センターは津市によって災害時の避難場所に指定されていることから、津市の災害用備蓄品に加えて、事業団独自で災害時に利用可能な備蓄品(飲料水、食糧)を保有しているが、備蓄品の残高が明確ではないので、確実に保管されていることを確認するため、備蓄品のリストを作成したうえで、定期的に棚卸しを行うことが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>意見をふまえ、平成28年2月21日に備蓄品のリストを作成しました。現在、四半期ごとに棚卸を行っています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>7. 備品の管理について (指摘)</p> <p>総合文化センターの全ての設備、備品は県が所有し、事業団はその管理を実施している。事業団は、平成23年度に備品全数の棚卸しを実施し、その結果に基づいて備品管理台帳補助簿を整備した。現在当該補助簿と手帳に基づいて備品管理を実施しているが、備品の管理全般に関する明確な内規を有していない。文化振興事業団は多数の備品を管理しており、備品の購入、処分も実施しているため、管理責任を明確化し、管理事務手続を確立するため、適切な内規を整備する必要がある。</p> <p>また、備品管理上重要である棚卸しについては、①取得価額が100万円以上のものは毎年棚卸しを実施する②指定管理期間5年のうちで全数を棚卸するという方針を有しているというところであるが、内規を整備し、時期・手順等を明確に定める必要がある。なお、棚卸しの頻度については、全備品を対象として毎年実施することが望ましいが、取得価額、性質(移動が容易なもの等)を考慮し可能な限り広い範囲で実施することが必要である。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>平成27年度中に、棚卸の時期、手順等を定めた内規を整備して、平成28年4月から運用しています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |

| | | |
|---|---|-----------------------------|
| <p>8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について (指摘)</p> <p>事業団は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。</p> <p>日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」によると、平成20年4月1日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。</p> <p>事業団においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。</p> <p>この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>「公益法人会計基準に関する実務指針」(平成20年10月7日改正)に基づき、平成27年度会計処理において改善して、適正に処理しています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>9. 光熱水費の削減について (意見)</p> <p>事業団においては、電力使用量を日次で把握し、光熱水費の削減に努めているとのことであり、事業団のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。</p> <p>しかしながら、電力の調達単価が上昇したことにより、光熱水費は増加傾向にあるため、より一層のコスト削減が望まれるところである。県と事業団は、他自治体の文化施設等の事例を調査し、電力費のより一層の削減について検討することが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>電力使用量を日次で把握するなど、引き続き光熱水費の削減に取り組みます。また、県外同規模会館等からの情報収集を行っていきます。</p> <p>(環境生活部)</p> <p>文化振興事業団に対して、引き続き光熱水費の削減に努めるよう要請していきます。</p> <p>なお、総合文化センターについては、大規模改修等を行う際に、他自治体の文化施設などの事例を参考に検討していきたいと考えています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>10. ホームページにおける情報の開示について (意見)</p> <p>事業団のホームページでは、財務関連については5年分の収益と費用が開示されているのみで、貸借対照表、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されていない。また、費用については管理費と事業費の合計額が記載されているのみであるので、積極的な情報開示に努めることが望まれる。</p> | <p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>意見をふまえ、平成28年2月21日に貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記をホームページ上に掲載しました。</p> <p>今後とも、公益法人として、積極的な情報開示に努めます。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |

| | | |
|---|--|-----------------------------|
| <p>11. 理事会における理事の出席状況について (意見)</p> <p>理事会は理事10名定数で構成されており、平成26年度の理事会における理事の出席者数は、第1回：7名、第2回：7名、第3回：7名、第4回：7名である。 理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。 このため、定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることを望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 早めの日程調整を行い、可能な限り全理事が出席できるように努めています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>12. 予算の流用について (指摘)</p> <p>「事業団会計規則」によれば、「予算を流用しようとするときは、流用計算書に基づき理事長の承認を得なければならぬ。」とされている。補正予算と決算を比較すると、決算額が補正予算額を上回っている項目が散見されるため、予算の流用が実務上行われていることになるが、その承認過程が決議文書として残されていないとのことであった。会計規則にしたがって予算の流用を適時に行い、その承認過程を決議文書で残しておくことが必要である。 なお、予算の流用については副理事長が専決権限を有しているが、金額等に依りて専決権限を適切に委譲し、適時に承認を行うことが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 予算の流用を行う際には、会計規則に基づき、承認文書の保管も含め、より適切に処理していくこととし、平成27年度から承認文書を作成し、決議文書として保管するよう改めました。 なお、専決権限については、現在のところ副理事長決議にて適切であると判断し、運用しています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>13. 特定資産に係る要領の整備について (意見)</p> <p>平成26年度決算において特定資産として退職給付引当資産56,366千円が貸借対照表に計上されている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人 会計基準に関する実務指針(その2)」では、目的、積立の方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を定めることが望ましいとされているが、事業団においては取扱要領が定められていない。 特定資産は金銭的に重要な場合が多いため、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を定め、特定資産の取扱いを明確にしておくことが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 「公益法人会計基準に関する実務指針」(平成20年10月7日改正)に基づき、平成27年度中に特定資産に係る要領を整備しました。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について (指摘)</p> <p>事業団で利用されているチケット管理システムなどの業務システム利用時には、いずれもユーザーID及びパスワードによるアクセス認証が行われており、システム利用者の異動・離職等の際には、システム利用者内で共有されているパスワードについてはパスワードを変更する、各個人でユーザーID及びパスワードを所持しているシステムについては異動者・離職者のユーザーIDを削除し使用できない状態にする等対策が行われている。ただし、パスワードの定期的な変更や、パスワードの複雑性を高める等によるパスワード漏えい防止対策は実施されておらず、またパスワード漏えい防止に対する事業団としての対策がルーラル化されていないため、システムに係るパスワードについては各職員の意識に依存している状態である。 したがって、システムに係るパスワードについて、パスワード漏えい防止に関する方針を策定し、パスワードの定期的な変更やパスワードの複雑性を高める等、パスワード保護の対策をとる必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成28年7月1日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、パスワードの厳重管理や、パスワード設定方法等、管理方針を定めています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |

| | | | |
|---------------------------------------|--|---|-----------------------------|
| <p>15. 業務システムユーザーIDの共有について (指摘)</p> | <p>会計システム・給与システムは業務室内の一区内に専用の業務用端末が準備されそれぞれの端末にインストールされており、業務担当者の4名のみが利用できる環境にある。ただし、業務用端末利用時及びシステム利用時のユーザーIDは、業務担当者4名で同一のものが共有されている状態であったので、ユーザーIDを個人別にして、各担当者に管理する必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成27年9月からユーザーIDを個人別にして、各担当者に管理するよう見直ししました。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>16. ソフトウェアのインストール権限について (意見)</p> | <p>標準外のソフトウェア (インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ) については、事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより基本的に使用は控えるようにと指導されているが、現状として利用できる環境にあり、利用状態の把握も行われていない。 ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフト (インターネット上で公開されている無料のソフトウェア) はウイルス対策ソフトでは発見、対応できない未知のコンピュータウイルスに感染している可能性がある。 したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の手段を策定し、未承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成28年7月1日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、無許可ソフトウェアの導入を禁止するなど、ソフトウェア利用に関する方針を定めています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について (指摘)</p> | <p>事業団では、外部業者とのやり取りや各職員のデータ管理用に外部記録媒体 (USBメモリ) が利用されているが、これら外部記録媒体は事業団にて購入した物の他、個人所有の物の利用も認められ、使用状況が管理されていない。 その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成28年7月1日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、その中で外部記録媒体の使用管理等 (私物の外部記録媒体は禁止する等) に関する方針を定めています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |
| <p>18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について (意見)</p> | <p>事業団で利用している業務用端末等の情報資産はリース契約によるものが主である。リース満了時等のリース会社への返却時には情報資産内に保存されているデータの消去が行われているが、これはリース契約書にデータ消去が明記されている場合等運用上の必要がある。事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより実施されている作業であり、ルール化されているものではない。 情報資産廃棄・返却時の手段が定められていない場合、情報資産内に保存されている消去すべきデータが消去されず、データ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。</p> | <p>(三重県文化振興事業団) 平成28年7月1日付けで情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準を策定し、記録媒体を廃棄する場合は物理的な破壊を行った上で廃棄しなければならぬ等、情報資産の廃棄等に係る方針を定めています。</p> | <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p> |

で、情報資産廃棄・返却時の手続を定め、廃棄・返却すべき情報資産内部にデータが残存しないようにすることが望ましい。

5 各種審議会等の審議状況について

(平成28年11月21日～平成29年2月14日)

1 三重県環境審議会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県環境審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成29年2月9日 |
| 3 委員 | 会長 駒田 美弘 副会長 朝尾 高明、矢倉 政則 委員 井川 洋子 他22名 |
| 4 諮問事項 | 第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について |
| 5 調査審議結果 | 水質総量削減部会からの最終報告を受け、報告書に記載された内容を審議した結果を三重県環境審議会の審議結果とし、平成29年2月27日に答申された。 |
| 6 備考 | |

2 三重県立図書館協議会

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県立図書館協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成28年12月1日 |
| 3 委員 | 会長 井村 正勝 副会長 高倉 一紀 委員 岸 葉子 他7名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 平成28年度取組方針に基づく事業進捗状況について意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日、今後の予定：平成29年3月17日 |

3 三重県総合博物館協議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県総合博物館協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成28年12月21日 |
| 3 委員 | 会長 山田 康彦 副会長 大西かおり 委員 山下 治子 他12名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 平成29年度以降の活動と運営の考え方等について意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日、今後の予定：未定 |

4 三重県環境影響評価委員会 小委員会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県環境影響評価委員会 小委員会 |
| 2 開催年月日 | (1) 平成28年12月12日、平成29年1月31日 (2) 平成28年12月16日 |
| 3 委員 | (1) 小委員会委員長 太田 清久 他10名 (2) 小委員会委員長 太田 清久 他10名 |
| 4 諮問事項 | (1) (仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) アクア×イグニス多気(仮称)造成事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について |
| 5 調査審議結果 | 環境影響評価法第5条および三重県環境影響評価条例第5条に基づく方法書について事業者から説明を受け、方法書に記載された内容について審議した結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、上記4(1)(2)ともに平成29年2月13日に答申された。 |
| 6 備考 | |

5 三重県公害事前審査会 小委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公害事前審査会 小委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成28年12月21日 |
| 3 委員 | 小委員会委員長 金子 聡 他3名 |
| 4 諮問事項 | 株式会社東芝四日市工場の増設計画に対する公害の防止に関する技術的事項についての意見について |
| 5 調査審議結果 | 公害事前審査資料について事業者から説明を受け、公害事前審査資料に記載された内容について審議した結果を三重県公害事前審査会の審議結果とし、平成29年1月26日に答申された。 |
| 6 備考 | |

6 三重県環境審議会 水質総量削減部会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県環境審議会 水質総量削減部会 |
| 2 開催年月日 | (1) 平成28年11月29日 (2) 平成29年1月31日 |
| 3 委員 | 部会長 岩田 政司 部会長代理 金子 聡 委員 神長 唯、倉島 彰 |
| 4 諮問事項 | 第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について |
| 5 調査審議結果 | (1) 平成31年度を目標年度とする第8次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準の策定にあたり、その内容について審議が行われた。 (2) 三重県の総量削減計画及び総量規制基準改定に係る最終案について審議が行われた。 |
| 6 備考 | 平成29年2月9日、三重県環境審議会に部会報告を行い、当部会については解散 |

7 三重県男女共同参画審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県男女共同参画審議会 |
| 2 開催年月日 | 全体会 : 平成28年12月6日 第1部会 : 平成28年11月21日 第2部会 : 平成28年11月28日 第3部会 : 平成28年11月22日 |
| 3 委員 | 会 長 小川 眞里子 副会長 佐伯 富樹 委 員 伊藤 公則 他17名 (第1部会) 部会長 : 西口 晶子 他5名 (第2部会) 部会長 : 佐伯 富樹 他7名 (第3部会) 部会長 : 神長 唯 他5名 |
| 4 諮問事項 | あり |
| 5 調査審議結果 | 第2次三重県男女共同参画基本計画の改定に関する最終案等について、各部会で審議が行なわれ、12月6日全体会で承認された。 |
| 6 備考 | 平成29年1月6日に知事への答申を実施 |

8 三重県消費生活対策審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県消費生活対策審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成28年12月13日 |
| 3 委員 | 会 長 西川 幸城 副会長 平島 円 委 員 飯田 幸雄 他6名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 平成27年度における主要施策の実施状況および平成27年度成果レポート、平成28年度事業の概要について説明し、意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | |